

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の策定主体

十和田市

2 構造改革特別区域の名称

十和田市中心市街地にぎわい特区

3 構造改革特別区域の範囲

十和田市の区域の一部(中心市街地)

4 構造改革特別区域の特性

十和田市は青森県南部中央に位置し、東西約 39 km、南北約 31 km、総面積 688.6k m² (十和田湖を除く)で、東部の奥入瀬川をはじめとする多数の河川や奥入瀬川から上水した人工河川「稲生川」が潤す田園と都市機能を有する地域と、西部の八甲田山や十和田湖などの自然豊かな環境を有する地域から形成されている。気候は太平洋側気候に属し、西部の山岳部は地形が複雑なため山岳地方気象を示すところがあり特別豪雪地帯にも指定されているが、東部の台地部は年間を通じて降水量が少なく比較的穏やかである。

人口は約7万人。水の恵みによって開かれた大地と豊かな自然環境を生かし、行政・産業・教育・文化における県南地区の中核都市として発展してきた。

現在の中心市街地のまちづくりは、幕末の安政 2 年(1855)新渡戸傳が長男十次郎とともに三本木原の開拓に着手したことに始まり、格子状に整然と区画されたまち並みは、札幌よりも早く、近代都市計画のルーツと呼ばれている。開拓事業はその後、国営の開墾事業に受け継がれ、明治 22 年(1889)の町制施行後は稲作や馬産などの振興を背景に急速に都市の形態が整えられ、特に戦後は軍用地の開放を機に市街地の都市計画が始まり、中心市街地が形成され、近代都市へと発展するための基盤整備が着々と進められた。

中でも中心市街地を貫く官庁街通り(幅員 36m 延長 1.1 km)は、終戦後軍用地を道路用地として取得し、昭和 30 年(1955)の市制施行を機に周辺市町村に散在する官公庁、公益的施設等を誘致集積させる都市計画道路として整備された。さらに平成 5 年(1993)には歩行空間の充実、道路緑化などを図り、人々に親しみと潤いを与える道路空間の形成

をねらい、現在の姿にリニューアルされた。現在、沿道に立ち並ぶ官公庁や公園、歩道に設置された馬にちなんだオブジェ、そして桜や松並木のコントラストが相まって特徴ある美しい景観と環境を誇るシンボルロードとなっている。まつりやイベントの会場、散歩道として市民に親しまれるとともに、十和田湖、奥入瀬溪流への観光ルートとしても利用され、遠方から訪れる観光客からも好評を得ている。

しかしながら近年、官公庁の出先機関の統廃合や転居などにより、官庁街通り沿道に空き地が目立つようになり、通りの景観を損ないはじめている。また、隣接する中心商店街においても、モータリゼーションの定着と郊外型店舗の相次ぐ進出等に伴い、市街地内の大型店舗や小規模零細小売店の閉鎖が進んだことから空き店舗が急増し、活力が減少。中心市街地の空洞化が顕著となっている。

このような現象に歯止めをかけ、中心市街地の地盤低下を解消し、活気とにぎわいを取り戻すために未来に向けた新しい都市づくりが急務となっている。また、平成 17 年 1 月 1 日には(旧)十和田市と(旧)十和田湖町とが新設合併し新市となったことから、十和田湖、奥入瀬溪流など国内有数の景勝地と連携した新市のまちづくりが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

坂が少なく平坦で格子状に区画された中心市街地の街区は、モータリゼーションが定着した現在であっても、交通渋滞が少なく、優れた居住環境を維持している反面、フラットで開放的な構造から市域外への移動も容易であり、大規模な駐車場の確保が難しい中心市街地への誘客を困難にしている一つの要因となっている。

中心市街地への誘客には、商業者自らの経営努力による魅力ある店舗づくりが不可欠であるが、長引く消費不況から経済界の活力が失われており、自力での取り組みには限界があるため、別の角度からの方策が必要であると考えられる。本構造改革特別区域計画では、中心市街地に人を引き寄せるためにはそこへ人を向かわせる何らかの動機づけが重要であると考え、それを官庁街通り及び隣接する中心商店街の有効活用、魅力的な空間を創造する方策によって展開することをめざしている。

6 構造改革特別区域の目標

本構造改革特別区域の目標は、中心市街地の魅力を高めることにより求心力を回復し、市全体の活性化につなげることにある。本計画ではそれを、路上空間を有効活用し、賑わいの創出を図ることで成し遂げようとするものである。

現在、十和田市では「野外芸術文化ゾーン構想」を進めているが、これは、芸術文化の

創造性、自由さ、多様性に着目し、官庁街通りに「アート」という芸術文化を象徴する要素を導入することで、新しい十和田市を形づくりながら、魅力あるまちづくりを進めていこうとする計画である。官庁街通り全体を美術館のように見立て、アート作品の設置、活動施設の整備、街中を使用した展覧会の開催等を実施することで、その潜在能力を發揮させ、知名度の向上を図り、通りの付加価値を高めることで、来訪者を増やし賑わいを創出させる。そして中心市街地の核である官庁街通り活性化の効果を、隣接する中心商店街など周辺へも波及させるものである。

また、官庁街通り及び隣接する中心商店街の目抜き通り(旧国道4号)では、道路を使用したまつり・イベント等が盛んに行われている。年間の入り込み数は約50万人にものぼることから、賑わいの創出に極めて有効と考えられる。平成13年12月には、中心市街地を迂回する国道4号十和田バイパスが開通したことで、中心商店街の目抜き通りは通過を目的とした車両の通行量の大幅な減少が見られ、歩行者を重視した道づくりが行いやすい環境となった。

特区制度等の活用により、商店街における駐車スペースの確保のための措置による店舗利用者の利便性向上、まつり・イベント等における道路使用許可手続の円滑化、新規イベント開催のための条件整備などを通じ、路上空間を有効活用することについて検討し、市民や来訪者が道路を舞台に人と人とがふれあえるまちづくりを進め、人と道が身近である光景を取り戻し、賑わいを創出することができると考えられる。

そして道路は都市における最も代表的な既存ストックであるといえ、中心市街地の衰退は全国的な問題でもあるが、道路使用の円滑化により、路上空間の活用を通じて魅力ある空間をつくりだし賑わいを創出するまちづくりの手法は、全国への波及が期待でき、持続可能な都市(サステナブル・シティ)の再生にも有効であると考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により路上空間の活用が図られることで、中心市街地に魅力的な空間が創造される。入り込み客が増加し、賑わいが創出されることによって生じる交流人口の増加は、中心市街地に活性化をもたらすだけでなく、店舗や事務所を置いたり、住んだりしたい利用者が集まってくる場所として再評価がなされると考えられる。そして、空き地や空き店舗の流動化による新陳代謝が進み、新たな設備投資、雇用の増加が期待されるとともに、地価の大幅な下落傾向に歯止めがかかることで、固定資産税の確保をはじめとした税収維持及びコンパクトシティの実現による行政コスト削減にも一定の効果がある。

さらに、合併により年間約 300 万人が訪れる十和田湖・奥入瀬渓流という国内でも有数の景勝地が市域に含まれることとなったため、これらからの誘客も見込める。市街地側にそれら観光客を誘導することで、経済効果を効率的に市域内に波及させることができるとともに、観光地側にとっても通過型の観光客を長く滞在させることができるなど、相乗効果が期待される。

(1) 経済的効果

中心市街地で行われる主要行催事における入り込み客数の増加

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 平成15年度 | 509千人 | 平成21年度 | 600千人 |
|--------|-------|--------|-------|

< 資料: 中心市街地で行われる主要イベント >

| 行催事名 | 開催場所(使用道路) | 入込客数 (15年度) |
|----------------|-----------------------|----------------|
| 十和田市秋まつり | (旧国道4号目抜き通り、官庁街通り) | 315千人 |
| 十和田市春まつり | 太素塚、中央公園、(官庁街通り、産馬通り) | 100千人 |
| 駒フェスタinとわだ | 緑地公園 | 36千人 |
| とわだYosakoi夢まつり | (官庁街通り) | 30千人 |
| 十和田市夏まつり | 中央公園 | 28千人 |

平成 15 年青森県観光統計概要より

中心市街地における地価下落率の抑制

| | |
|-----------------------|------|
| 平成25年～26年における地価下落率の抑制 | |
| 官庁街通り | = 2% |
| 中心商店街目抜き通り | = 3% |

< 資料: 路線価 >

| 路線名 | 路線価付設地点 | 路線価 (H15) | 路線価 (H16) | 下落率 (H15~16) |
|----------------|---------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 官庁街通り | 西二番町10番街区南側市道 | 53千円/ m ² | 50千円/ m ² | 6% |
| 中心商店街 目抜き通り | 稲生町15番街区東側国道 | 83千円/ m ² | 76千円/ m ² | 9.2% |

(財)大蔵財務協会 財産評価基準書より

空き店舗の解消

平成 26 年度における空き店舗率 10%

<資料:平成 16 年 11 月現在の空き店舗>

| | |
|---------|--------|
| 店舗数合計 | 154店舗 |
| 空き店舗数合計 | 32店舗 |
| 空き店舗率 | 20.78% |

平成 16 年度空き店舗・空き地実態調査による。中心市街地の各商店街振興組合(南商店街、中央商店街、六丁目商店街、七・八丁目商店街)の合計。

(2)社会的効果

また、商店街を単なる消費の場としてだけでなく、遊びの場、交流の場そして暮らす場としてとらえ直すことで、高齢者や子ども等交通弱者の利便性を向上させるとともに、市街地コミュニティの弱体化に歯止めをかけることも期待される。

中心市街地の求心力の回復は、局地的な効果に留まらず、市全体の活性化に効果があると考えられ、旧市町それぞれの特徴を活かしながら、新市一体となった取り組みにより合併によるメリットを十分に発揮することで、一体感をもった新市まちづくりを進めることができるものとする。

8 特定事業の名称

102 まちづくり交通安全対策事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関連し地方公共団体が必要と認める事項

(1)野外芸術文化ゾーン構想

十和田市のシンボルロードである官庁街通りに芸術文化の機能を付加することによって、この通りを全国に誇ることができる芸術文化の鑑賞空間創造の場とすることをめざした構想。官庁街通りを中心に、ハード及びソフト、両面からの展開を考えており、また、ここを核としながら、商店街や中央公園など、周辺への波及効果もあわせてねらう。芸術文化の様々な分野の中でも応用範囲が広い芸術分野である「アート」という要素を導入することによって話題性の高いユニークな場を創出し、十和田市の財産をさらに活性化させ、新しい十和田市を形づくりながらより魅力あふれる街とすることをめ

ざす。十和田市内だけでなく日本全国や海外にもその活動をアピールし、今まで十和田市とは直接の縁がなかった様々な国、地域、人々、企業との交流をはかり、その交流をきっかけとしたさらなる展開が期待される。平成 15 年度に構想を策定。平成 16 年度に基本計画を策定し、平成 17 年度からの事業実施を予定。

< 主な内容 >

官庁街通りをひとつの美術館とみため、アート作品を設置する。

作品展示スペースやギャラリースペースを備え、来訪者が作品鑑賞や休憩など多目的に使用できる施設としてアートセンターを設置する。

官庁街通り及びその周辺を中心に市内全域を用いた街中展覧会を実施する。

別紙

1 特定事業の名称

102 まちづくり交通安全対策事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするものの名称

十和田市

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

十和田市

(2) 事業が行われる区域

十和田市の区域の一部(中心市街地)

(3) 事業の実施期間

認定日から速やかに実施

(4) 事業により実現される行為

所轄警察署の職員、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体の職員、道路の管理者その他関係行政機関の職員、対象地域の住民や事業者の代表、対象地域を通行する一般の道路利用者の代表、都市計画・交通工学等に関する学識経験者及びその他魅力あるまちづくりを行うため参画を得る必要のある者により構成される協議会において策定される総合的なまちづくりの計画に基づき、交通規制の実施を行う。

総合的なまちづくりの計画として想定している具体例

中心市街地における駐車スペース確保のための措置

まつり、イベント時における道路使用許可手続の円滑化

5 当該規制の特例措置の内容

十和田市は、青森県県南内陸部の行政、産業、教育、文化の中心地として発展を遂げてきた。しかしながら近年、中心市街地の要である官庁街通りにおいて官公庁の出先

機関の統廃合や転居などにより、沿道に空き地が目立つようになり、通りの景観を損ないはじめている。また、隣接する中心商店街においても、モータリゼーションの定着と郊外型店舗の相次ぐ進出等に伴い、市街地内の大型店舗や小規模零細小売店の閉鎖が進んだことから空き店舗が急増し、活力が減少。中心市街地の空洞化、地盤沈下が顕著となっている。中心市街地の魅力を高め活性化を図る方策として、都市の代表的な既存ストックである路上空間の有効活用を図り、道路を舞台に人と人とがふれあえるまちづくりを進めるため、交通規制を含めた総合的なまちづくり計画を定め、歩行者の安全を確保し、活気と賑わいにあふれる十和田市を取り戻す必要性がある。